

令和3年度 第2回宮城県文化財保護審議会 議事録

日 時：令和4年3月23日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出 席：荒木委員，永広委員（会長），近江委員，菅野委員，菊池委員，佐藤委員，
長岡委員，平吹委員

欠 席：川島委員（副会長），都丸委員，永井委員

○司会（佐藤総括）

それではただいまから，令和3年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。
開催に当たりまして，伊東教育長から御挨拶を申し上げます。

○伊東教育長

皆さん，こんにちは。宮城県教育委員会教育長の伊東でございます。令和3年度第2回宮城県文化財保護審議会の開催に当たりまして，一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては，日頃より本県の文化財保護行政の推進につきまして御指導・御協力を賜っておりますことに，改めて厚くお礼を申し上げたいと思います。また，年度末の御多忙のところ，そして，先日は大変大きな地震があった中で御出席賜りましたことを，重ねて感謝を申し上げたいと思います。また，本日現任期での最後の審議会になります。

委員の皆様にはここまで大変貴重な御意見をいただいておりますが，特に昨年度は指定文化財リストの整備等に関する協議に加えまして，宮城県文化財保存活用大綱の策定にも大変お力添えをいただきました。本当にありがとうございました。

県といたしましては，この大綱を踏まえまして，文化財の保存・活用にしっかり努めて参りたいと考えております。引き続き御指導賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

それでは本日でございますが，これまで御協議をいただきました諮問リストの中から，天然記念物1件の県指定文化財指定について諮問をさせていただいておりますので，よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。そのあと事務局の方から，国及び県指定文化財の事務処理状況等について御報告をさせていただきます。本日もまた長時間にわたるの会議となりますが，どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会（佐藤総括）

本日の審議会の定足数について報告いたします。委員総数11名のうち8名の皆様に御出席いただいておりますので，文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する会議の定足数を満たしております。

議事に入ります前に，伊東教育長は次の予定がありますことから，ここで退席させていただきます。

○伊東教育長

いつも申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（佐藤総括）

それでは、これから議事に入らせていただきます。ここからは、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により、永広会長に議長をお願いいたします。

○永広会長

皆さん、お忙しいなかありがとうございます。最初に議事に入る前にですが、本日の議事内容については、特に個人情報の保護に関わるような事柄はないようですので、諮問事項を含めて公開で議事を進めさせていただきたいと思いますが、宜しいでしょうか。

○委員一同

（異議なし）

○永広会長

それでは異論がないようですので、令和3年度第2回宮城県文化財保護審議会を始めさせていただきます。

まず最初に諮問事項として、県指定文化財の指定について、お諮りしたいと思いますので、事務局から説明をお願いいたします。

○天野課長

皆さん、こんにちは。文化財課長の天野でございます。本日はよろしくお願いいたします。

私の方から資料に沿いまして御説明させていただきます。それでは、指定文化財候補の概要について御説明いたします。皆様お手元の資料の（1）と書いております諮問事項の資料を御覧いただきたいと思います。表紙をめくっていただきまして、1ページを御覧ください。

このたび指定候補として諮問いたしますのは、記念物（天然記念物）の花山の千年クロベです。後ほど改めて御説明いたしますが、この指定候補は、現在栗原市指定天然記念物千年クロベとして文化財指定されておりますので、説明に当たりましては、「千年クロベ」の名称を使わせていただきます。

まず、千年クロベの位置及び周辺の環境等について説明いたします。資料の5ページの位置図及び6ページの栗駒山植生図をお開き願います。千年クロベは、栗原市花山本沢岳山に所在いたします。栗駒山の南斜面を横断して、世界谷地と湯浜を結ぶ古道の南側、小桧沢と腰抜沢の間に位置いたします。世界谷地の駐車場から西に約十数キロ、徒歩で2時間半から3時間ほどかかる場所でございます。標高は約860メートルで、南東側は腰抜沢に面した岩壁上面の鉱物質土壌が薄く堆積した場所に生育しております。栗駒山の主峰の南西側に広

がるブナ林の中に、複数のクロベの大木が認められる場所がございますが、そのなかでも国内最大級の幹周りを有し、樹齢1,000年を超すと推定されるのが千年クロベでございます。

クロベは、ヒノキ科のクロベ属に属する、日本固有の常緑針葉樹で、ネヅコとも呼ばれます。本州中央部を中心に本州北部から四国の範囲に自生し、急峻な尾根や乾いた場所や湿地周縁の湿度が高い場所に生息し、乾燥にも湿気にも強いという特徴がございます。江戸時代には、ヒノキ・サワラ・アスナロ・コウヤマキとともに「木曾五木」と呼ばれ、尾張藩によって保護されていた銘木でもあります。また、クロベの材は耐久性があることから、障子などの建物内装材、下駄や曲げ物の材料として使われるほか、樹皮は火縄銃の火縄にも使われることがございます。

続きまして、クロベの生育状況について御説明いたします。6ページ以降の画像を御参照願います。まず、大きさですけれども、平成30年の調査では、地面から1.2メートルの位置の太さを示します胸高直径は303センチ、幹の周径は950センチ、木の高さは約21.5メートルでございます。

3ページにお戻りいただきまして、備考欄を御覧ください。幹の中心となる主幹の太さに関する環境庁のデータを載せております。測定方法により若干の誤差はあると思いますが、千年クロベの主幹の周径は10メートルとされており、全国有数の大きさであるということが分かります。

続いて、枝の広がりについてです。枝は主幹を中心として、東に約8.6メートル、西に7.3メートル、南に7.5メートル、北に10.7メートル広がっており、全体の枝張りは約16メートルから18メートルに及びます。主幹から分岐する5本の幹は、地上4メートルから9メートル付近の、相対的に低い位置から広がるように伸びており、全体的にはずんぐりとした樹形を呈しております。また、地上付近の幹は一部空洞化し、炭化した部分も認められます。これは、落雷によるものと推察されていますが、現時点で樹勢に顕著な衰えは見られません。

なお、樹齢につきましては推定1,000年以上といわれておりますが、詳細な調査は実施されておらず、今後の調査が俟たれます。

続きまして、保存と活用の状況について御説明いたします。対象地周辺は自然豊かな環境となっておりますが、3ページの下段に記載されております法律でも守られている場所でもございます。近年では、トレッキングコースが整備されるなど、観光活用されており、周辺には千年クロベの案内板が設置されているほか、登山者がブログ等で千年クロベを紹介する等その認知が広がっている状況でございます。

文化財といたしましては、冒頭で触れましたように、栗原市文化財保護条例に基づき、平成31年2月15日付けで栗原市指定天然記念物に千年クロベとして指定されております。これを機に栗原市では、千年クロベの根元の基準杭から半径9メートルの範囲を国から借り受け、栗原市教育委員会が市文化財保護条例に基づく管理責任者となって保護体制を整えております。また、栗原市教育委員会では、来訪者が木の下及び周辺に入り込むことよ

て生じる土壌硬化等を避けるため、借地の外周に簡易柵と注意喚起の案内板を設置し、適切に保存管理を行っております。

以上が千年クロベの概要ですが、最後に総合的な評価を述べたいと思います。千年クロベは、国内有数のクロベの大木です。クロベは日本固有種でありながら、天然記念物の樹種として指定例が少なく、千年クロベはその代表例としての価値を有していると考えております。また、冷温帯地域のなかで安定したブナ林において、瘦尾根や岩地ではブナの木よりも優勢となるというクロベの特徴が認められることから、栗駒山全体の植生や地勢を知る上でも学術的価値が高いと評価できるものでございます。

以上のことから、千年クロベを県指定記念物（天然記念物）として指定し、保護と活用を図っていきたくと考えております。また、県指定に当たりましては、指定名称に地名の花山を冠した「花山の千年クロベ」としたいと思います。

なお、指定後の話になりますが、10 ページから 12 ページにありますように、指定範囲は現在栗原市が管理している範囲と同様、根元の基準杭から半径 9 メートルとし、また、県指定文化財保護条例に基づく管理責任者には、栗原市教育委員会を選任し、適切な保護を図りたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○永広会長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の方々から御質問あるいは御意見があれば頂戴したいと思います。

○永広会長

それでは、まず私から。おそらく後に出てくる答申には直接関わらないことだと思いますが、多分この指定候補の文章が残ると思いますので、もしも私の指摘が正しければ、後で構わないので修正していただければと思います。最初に 1 ページの樹種等のところに、「海拔 1,400m 付近以下の山体が」と書いてあるのですが、後ろの 6 ページの栗駒山の植生図を見ると、おそらくこの緑に縦線が入っているのですかね、この範囲がここでいうブナーチシマザサ群落の優勢な場所だと思いますが、地形図とあてはめて比べると、おそらく標高 1,200 メートル以下で、とても 1,400 メートルはいかないと思うのですが、後で御確認いただければと思います。同じページの所在と立地のところですが、2 行目に「小桧沢と腰抜沢（二階鞍沢）の間に所在する」とあって、その 2 行後に「南東側が腰抜沢に面した」とあって、腰抜沢の西側にあるのですね、この千年クロベは、小桧沢と腰抜沢の間ではないと思います。腰抜沢の斜面あるいは高台という位置づけになるのかなと思います。同じところの一番最後のところに、「段丘崖・谷壁」という表現が出てくるのですが、確かにこの辺りは緩い傾斜が広がっているのですが、これは段丘ではないはずです。河岸段丘・海成段丘いずれでもなくて、おそらく栗駒火山の山体の裾野にあるので、火山麓扇状地、火山の土石流とか泥流

が溜まった扇状地だと思います。実際に地形図をみると、栗駒山の火山帯の裾を取り巻くように東西になだらかな地形が分布しておりますので、おそらく火山麓扇状地、もしかすると溶岩台地かもしれませんが、溶岩台地にしてはちょっと緩すぎるような気がします。これも後で御確認いただければと思います。それから、その下の枠の中ですけれど、位置については、おそらく GPS のせいだと思いますが、地形図でお示しいただいた位置からすると、多分緯度が 20 秒くらい違っていると思います。44 秒という位置はマークをされたところよりおそらく 100 メートルくらい北になるのではないかと思います。国土地理院の 5 万分の 1 の地形図がウェブで公開されていますけれど、おおよその位置でいうと 22 秒から 24 秒辺りで結構ずれると思います。高度についても、これも GPS 計測のせいだと思いますが、千年クロベがある南西側にちょっとした高台があって、そのピークが 858 メートルとありますが、それより低くておそらく 850 メートルくらいしかないのかなと思います。本筋には関わらないですけど、気がついた点がありましたので、後で御確認いただいて、必要であれば修正していただければと思います。

○天野課長

御指摘ありがとうございます。確認いたしまして修正いたします。

○永広会長

そのほかございますか。

○菊池委員

2 点ほど質問させてください。1 点目は、1 ページの真ん中の樹種の説明で、「近世木曾地方では伐採が禁じられるほど銘木であった」とありますが、確かに木曾五木というのは、幕府領として伐採を禁じているものですが、書き方としては、伐採が禁じられるほど銘木と書くよりは、銘木として伐採が禁じられていたぐらいの方がよろしいのではないかと思います。

もう 1 点は、管理に関する考え方ですけれども、栗原市が付けている指定同意書の裏側を見ますと、意見書があります。ここに先ほど御説明があった根元の基準杭から半径 9 メートルの範囲を栗原市が宮城北部森林管理署から借地し、栗原市が半径 9 メートルの責任を負いますということが意見書に見えるのですかね、そして、2 ページの現在の管理状況を見ますと、栗原市教育委員会が来訪者の踏圧を避けるため、借地の外周に簡易な柵と注意喚起のサインを設置して適切に保存管理を行っているというのが現状ですね。

これに対して宮城北部森林管理署長が付けている同意書の中の、同意するにあたっての条件というのが 10 ページにあります。これを見ますと、占有者つまり栗原市教育委員会は、例えば、3 つ目ですね、歩道を良好に整備して適宜標識等を設置する、入林者の安全確保に努める、これを森林管理署長は教育委員会に求めていることになるのでしょうか。このこ

とは半径 9 メートルの範囲でと言っている、栗原市の考えている指定の責任とどのように関係するのか、後で問題の起こるようなことがないのか、このあたりも教育委員会も含めて、栗原市が当然吞んで保護していくことを承知しているということであればよろしいのですけれども、この点をお聞きしたいと思います。

○関口班長

管理形態について、若干言葉足らずな部分があったので、補足させていただきますが、確かに半径 9 メートルをまず栗原市は借地契約をしております。そのほかにそこに至る林道も含めて、栗原市が借りている状況です。それこそ 1 キロくらい借りている状況です。但し、天然記念物の指定としては、栗原市指定の天然記念物も半径 9 メートルの範囲だけということで、御了解を得ている状況です。ですので、北部森林管理署からの条件に出ている、「歩道を良好に整備し」というのは、一定程度の責任を栗原市が負っているような状況です。条件に基づいているというよりも、そういう契約に基づいてやっている状況ですので、問題はないかと思えます。以上でございます。

○永広会長

この 3 つ目の項目は、文化財指定地ではなく、アクセスの部分ということですか。

○関口班長

そうですね。森林管理署も一定程度全体的なことを見ての条件というふうに私どもは理解しておりますし、逆に栗原市あるいは栗原市教育委員会の方に条件に基づいて管理いただくよう、我々も積極的に協力を求める形になるかと思えます。

○永広会長

そのほかございますか。それでは私から 2 点目ですが、文章の途中にあるように、これは千年クロベの群落といいますか、群生地の中の一本だというふうに理解されていて、それで生育環境の保護というところの真ん中あたりでも、栗原千年クロベ植物群落保護林という指定を地元ではしているとあります。おそらく本来は、最後の評価のところの真ん中の段落にあるように、本来ブナ林の中だけれども、瘦尾根とか露岩地とか、湿原周縁で優勢となるクロベの特徴をよく有しているという文章があるように、一本の木ではなくて、クロベの群落地としての価値を述べていると思うのですね、本来は群落地として指定されるのが望ましいのでしょうか、色々な管理の問題あるいは管理者の問題もあって、一本千年クロベだけ指定する、それはやむを得ないことだと思うのですが、評価の文章を活かすためには、千年クロベ一本だけではなくて、周りに群生として他のものもあるということが少し窺えるような文章の方がいいのではないかと、例えば、「優勢となるクロベの特徴をよく有していることから」のところに、少し文章を入れて、例えばクロベの特徴をよく有する群落の代表

的な樹木である、一本であるというような文章にすれば、群生地の中で重要だという表現になるのではないのでしょうか。平吹先生はいかがでしょう。

○平吹委員

基本的には、先生がおっしゃるとおりだと思います。今回はまず手始めというか、代表的で、来訪者も多い最大の一本の保存を急ごう、そういうことになったのではないかと個人的には理解しております。それから追加ですけれども、先ほど学術的、植生学的、地形学的なお話がありましたが、実は会議の前に私も一度目を通させていただいておりました。図面と本文に不一致があった点など、見落としてしまい申し訳ありませんでした。整合性をとらないといけないなど改めて思いました。後で相談させていただければと思います。

○天野課長

どうもありがとうございます。御指摘いただいたところは修正したいと思います。ありがとうございました。

○永広会長

そのほか御質問あるいは御意見等ございますでしょうか。もしも特に御意見等ないようでしたら、この県指定文化財の指定についての審議はここまでとしたいと思います。

以上で、諮問事項としての県指定文化財の指定についての審議は終わりましたので、県教育委員会に対する答申の取りまとめを行いたいと思います。事務局から答申案の配布をお願いいたします。

○関口班長

それでは、答申文案を読み上げさせていただきます。答申書案。県指定文化財の指定について。花山の千年クロベ。根元基準杭から半径9メートルの範囲。学名の読み上げは省略させていただきますが、クロベは、ヒノキ科クロベ属に属する日本固有の常緑高木で、本州・四国の冷温帯気候下に自生する。栗駒山の主峰南西、虚空蔵山南方のブナ林の中に複数のクロベの大木が散生する場所があり、そのなかで9メートル超という国内有数の周径を有するものが千年クロベである。樹高およそ20メートル、枝張りおよそ16～18メートル、主幹から分岐する幹は地上4～9メートル付近に集中し、箒形あるいはあがりこ形の樹形を呈する。樹体内部は空洞化し、さらに一部に炭化が認められるも、樹勢に顕著な衰えは見られない。千年クロベは、冷温帯の気候的極相であるブナ林のなか、瘦尾根や露岩地、湿原周縁で優勢となるクロベの特徴をよく有していることから、ここから続くところは先ほど永広先生から御指摘いただきましたが、まずは読み上げさせていただきます。学術的な価値が高く、栗駒山全体の植生や地勢を知る上でも重要である。以上のことから、千年クロベは本県にとって貴重であり、宮城県指定天然記念物(植物)に指定することが適当である。よろしく御

審議をお願いします。

○永広会長

ただいまの事務局案について、御意見をよろしくをお願いします。特にございませんか。

事務局案について御異論等ないようですので、この答申書案を承認することといたします。

なお、今後の事務処理については、事務局に一任したいと思います。

以上で、教育委員会から諮問されました県指定文化財の指定についての審議を終わります。続いて、報告事項に入りたいと思います。報告事項について、事務局から御説明をお願いします。

○関口班長

報告事項は、横に綴じております「文化財保護に係る諸報告について」と書かれた資料を御覧いただければと思います。項目としては、イ・ロ・ハ・ニの4項目のみとなります。例年2回の審議会でさまざまな報告をさせていただいておりますが、少し整理しまして、これまで当課で経常的業務として行っております法令手続処理のほか、実施している各種文化財保護事業を報告していたところですが、これら事業報告が前年度報告と当該年度報告、当該年度計画が混在しております。なおかつ一年間の総括報告が十分にできていないところがありました。ですので、今回からこういったルーティンの法令処理は、時点最新を年2回報告するとして、各種文化財保護事業につきましては、例年第1回の報告にて前年度の総括を委員の皆様にはしっかり御報告をしたいと思っております。その上で、御意見を伺って当該年度事業に繋げていきたいという考えに至りました。

今回第2回目の審議会になりますけれど、ひとまず法令処理のみの報告とさせていただければと思っております。なおかつこの法令処理につきましても、県指定に係ることと国指定に係ることを2つに分けてみました。特に、県指定につきましては、個別事例も一部報告できるように整理しております。前置きが長くなりましたが、それでは今回の報告に移らせていただきます。

まずは、一つ目です。1頁目をお開きください。本審議会の部会である松島部会について、前回報告は7月まででしたが、今回は8月から2月までの内容についての御報告になります。松島部会は偶数月に開催しております。特別名勝松島に係る現状変更の協議・諮問、事務局決裁の報告を行っております。また、毎月1回部会長決定による現状変更の審議も行っているところでございます。開催状況は1ページの右側にあるとおりでございます。

なお、12月・2月に関しましては、協議事項・諮問事項がなかったため、部会自体を開催しておりませんことを御報告いたします。

続いて、2ページ目を御覧いただければと思います。ここからは、法令処理について御報告いたします。まずは、県指定についてということでまとめさせていただきました。例年法

令処理となると、一覧表が何ページにもわたって出てきますが、県指定だけを抜き取りますと、意外と件数が少ないことが分かるかと思えます。まず、史跡名勝天然記念物の現状変更につきまして、過去3年間の件数も含めて、1番の方で件数を表示しております。本年度は、1月31日時点で合計6件を処理しております。前回の審議会報告以降で処理したものは、2番に書いてあります天然記念物月観の松のみとなっております。また、3ページの方には、同じく史跡名勝天然記念物の滅失・き損を掲載しております。こちらにつきましては、同じく天然記念物ございますけれども、栗原市所在の薬師堂の姥杉のみを受理しているところがございます。このうち4ページに月観の松についての現状変更の概要を掲載しており、現状変更の申請書から転載させていただきました。令和元年の台風19号で支柱に被害を受けておりました。災害復旧の補助事業を実施したところですが、修理しなかった支柱が経年劣化したことで、枝の受けとなる丸太を交換したという現状変更でございます。また、併せて維持管理の延長になるのですが、剪定と薬剤注入を実施したものでございます。実施したのは、申請者である東松島市ということになります。

続きまして、5ページです。こちらは、県指定有形文化財の法令処理をまとめております。東北歴史博物館敷地内の今野家住宅と、石巻市給分浜に所在する持福院観音堂の2件の修理届を受理しております。このうち、持福院観音堂の修理内容については、次の6ページに掲載しました。具体的には、写真の修理前・修理後を見ていただければ、新しくなっているところは一目瞭然なのですが、縁廻りと階段、主に雨掛かり部分の修理でございます。基本的に文化財の修理というものは、なるべく採用する、残せるものは残すということをやっていくわけですが、やはり雨掛かりで採用が難しかったため、新材で補修することになりました。事前に当課に相談も来ておまして、内容として全く問題なかったのですが、事前に相談していたからか、修理届の提出を失念しておまして、修理の終了後に出してもらったという状況でございます。

なお、受付に当たりましては、受理通知において、適切な履行・手続きをしていただくよう指導の一言を付けさせていただきました。美術工芸品につきましては、7ページになります。主に公開許可がメインになりますが、こちらで処理したものを挙げさせていただきました。報告期間中4件の許可は、全て東北歴史博物館の特別展「みちのく武士が愛した絵画」での展示ということになります。

続いて8ページです。ここからは、国指定等文化財に対する御報告でございます。新たに国指定・登録となった文化財ですが、重要文化財の指定ということで、多賀城跡出土漆紙文書でございます。こちらは、前回第1回の審議会で延期になったこともあって、追加資料として付けさせていただいたものと内容は一緒でございます。再掲載ということで追加させていただきました。内容は割愛させていただきますが、ちょうど昨日3月22日付けで指定の官報告示がなされました。正式に指定に至っておりますことを御報告いたします。

9ページは、登録有形文化財の登録でございます。こちらは、委員の皆様へ事前送付した資料に掲載しておりませんでした。というのも、日付を見ていただければ分かるように、先

週金曜日に答申になったばかりのものでございます。4件のうち3件が登米市登米町寺池の旧櫻井醸造で、1件が東松島市の大高森薬師堂になります。東松島市では初めての登録ということになります。いずれも国土の歴史的景観に寄与するものとしての登録に至っております。大高森薬師堂につきましては、もともと県が建てたのですが、現在は東松島市の管理になっております。

10 ページからは、国指定等文化財の法令処理一覧ということになります。史跡名勝天然記念物の法令処理でございますけれども、政令市である仙台市所在の文化財については、仙台市から直接文化庁に提出されることになっておりますので、ここには仙台市案件は挙がっておりません。予め御承知いただければと思います。

11 ページは、史跡名勝天然記念物の現状変更等処理一覧でございます。特別名勝松島の処理件数が突出しておりますが、今年1年間やってみて、過去3年間に比べて3分の2ぐらいになっているのではないかという印象がございます。件数は処理一覧に表れておりますが、殆どは松島ではあるものの、いつもより若干ページ数が少ないように思います。番号で言いますと、10番から124番までが松島でございますが、国指定についてはほかに史跡と名勝で12件、天然記念物で5件、副申あるいは委任事務で許可しております。

17 ページにある131番のクウノトリの現状変更について、若干口頭で説明させていただきます。クウノトリの巣の撤去の現状変更について、委任事務として許可しておりますが、クウノトリの個体としては、千葉県野田市のクウノトリ飼育施設から放鳥されたものが川崎町に至ったということが分かっております。川崎町でクウノトリが見られるようになったのは一昨年からでゴルフ場をフラフラしていましたが、去年は電柱の上に営巣しました。東北電力ネットワークの御配慮によりまして、電柱の上で旅立つまで見守っていただいております。姿が確認できなくなった後に、巣を撤去したという現状変更でございます。ちなみに、今年も川崎町に飛来したようで、今のところ見守りを続けているところでございます。

18 ページは、史跡名勝天然記念物の滅失・き損でございます。こちらは、2件の報告になります。カモシカについては、随時滅失届を提出いただいて進達をしているような形でございますが、年間の内訳については、次年度第1回目の審議会で改めて報告させていただければと思います。

19 ページは、国宝・重要文化財の現状変更等・修理・き損です。旧登米高等尋常小学校校舎における古屋のき損を1件進達しているところでございます。

最後に、20 ページです。国宝・重要文化財等の公開許可でございます。公開承認施設での事後報告としては、東北歴史博物館の2件を報告させていただきました。また、多賀城市埋蔵文化財調査センターでの企画展におきまして、群馬県前橋市の山王廃寺跡出土の緑釉水注等の許可申請を進達しているところでございます。報告は以上でございます。

○永広会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの報告について、御質問あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

○菊池委員

些細なことですが、18 ページの天然記念物の事後の対応で、崖の崩落というのは、崩落したので何らかの対応なされたのではないのでしょうか。

○関口班長

そうですね。これは現状でしかないので、事後の対応を具体的に申しますと、経過観察をしているところでございます。昨年夏の台風で崖面が崩落して、鳴き砂の部分には大きく関係ないところではあるのですが、指定範囲の崖面が崩落して、今は経過観察をしています。修正させていただきます。

○永広会長

そのほかございますか。特にございませんか。特にないようでしたら、以上で報告事項を終わりたいと思います。議事の3番目の「その他」ですが、委員の先生方から何かございますか。

○近江委員

先日の地震による被害状況等について、県内の文化財にどの程度の被害があったのか、御報告いただければと思います。

○関口班長

現在鋭意集約中でございます。個別にまた具体的なところは、先生方には御相談させていただきたいと思います。

○永広会長

そのほかの先生方から何かございますか。それでは、事務局からお願いいたします。

○司会（佐藤総括）

事務局からはございません。

○永広会長

事務局からもないので、本日の議事は終了したいと思います。御協力ありがとうございました。

○司会（佐藤総括）

会長はじめ委員の皆様方には御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。これもちまして、令和3年度第2回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。